



おくやみ手続き

～ご案内リーフレット～

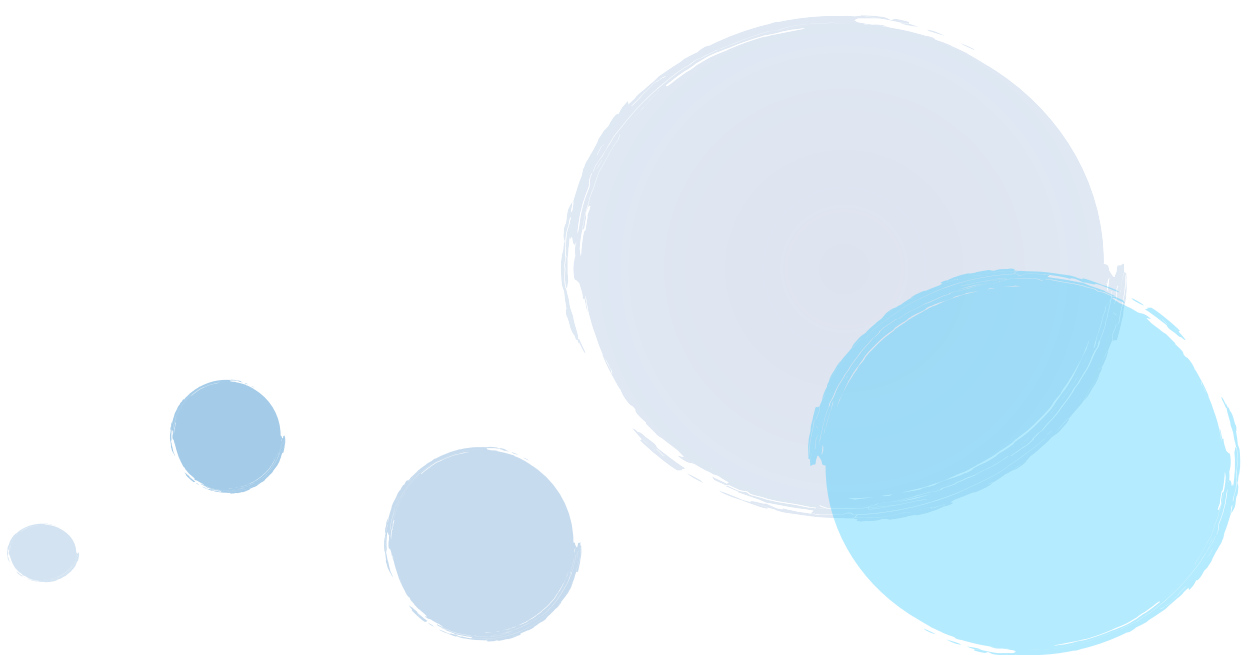
ご遺族の皆さまへ

このたびのご親族のご不幸につきましては、謹んで
お悔やみ申し上げます。

身近な方が亡くなられたあとの手続きについては、
故人により必要な手続きが異なり、医療保険や年金
など、様々な申請や届出に関することが生じると
存じます。

今後の手続きや、その際に必要なものなどを、この
一冊にまとめましたので、どうぞご活用ください。

石狩市



目次

1. 手続きに必要な主な持ち物……………	p.3
2. 市役所（本庁舎）での手続きチェックリスト…	p.4
3. 厚田支所での手続きチェックリスト……………	p.6
4. 浜益支所での手続きチェックリスト……………	p.8
5. 市役所・支所での手続き概要……………	p.10
6. 市役所・支所以外での主な手続き……………	p.24
7. 委任状に関するご案内……………	p.28

手続きに必要な主な持ち物

各種手続きに必要な主な持ち物になります。

下記のうち、該当するものがあれば、お持ちいただきますようお願いいたします。

手続きに必要なものにつきましては、次ページからご参照ください。

ご遺族のもの

- ☐ 印鑑（届出人・相続人代表・喪主）
- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのものであれば1点
運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など
 - ・写真付きのものがない場合以下から2点
被保険者証（健康保険・介護保険）、年金手帳など
- ☐ 預金通帳（相続人代表・喪主）
- ☐ 税金等の引き落としなどの口座を変更する場合は預金通帳と銀行印

亡くなった方のもの

- ☐ 年金手帳または年金証書
 - ※ 国民年金加入者または年金受給者
 - ※ 振込はがきなど年金番号のわかるもの
- ☐ 印鑑登録証、住民基本台帳カード（所有している方のみ）
- ☐ 国民健康被保険者証、後期高齢者被保険者証
 - ※ 国民健康保険の世帯主がお亡くなりになった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※ 亡くなった方の各種認定証（限度額適用認定証、重度心身障害者医療費受給者証など）
 - ※ 加入者が亡くなれると葬祭費の請求ができます。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状・葬儀の領収証）
 - ・喪主または施主の印鑑と預金通帳
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
- ☐ 子ども医療受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- ☐ その他石狩市から交付された証書類

その他

- ・年金の手続きや戸籍、住民票、税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となる場合があります。29 ページに様式がございますのでご利用ください。
- ・相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

市役所（本庁舎）での手続きチェックリスト

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
住民登録	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	市民課 住民・戸籍担当 (1階④～⑥番窓口) 発券機 ④
	下記の中でお持ちのカードがある方 ・個人番号（マイナンバー）カード ・住民基本台帳カード ・通知カード	各種カードの返還（任意） ※マイナンバーが必要となる場合があるので、 1年間は保管し不要となった時点で返還	
	世帯主を変更する必要がある方（該当がある方のみ）	後日市民課から新世帯主確認の連絡	
年金	国民年金に加入している	・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求 ・死亡一時金の請求 } の手続き確認	市民課 国民年金担当 (1階⑦～⑧番窓口) 発券機 ⑧
	国民年金を受給している（生計同一の親族あり）	・未支給年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 } の手続き確認	
保険（後期）	後期高齢者医療保険に加入している	・保険証（認定証・受療証）の返還 ・葬祭費の支給申請 ・高額療養費等支給申請（申立書） ・相続人代表者指定の届出（故人に石狩市税が課税されていない場合）	国民健康保険課 障がい者・高齢者 医療担当 (1階⑨番窓口) 発券機 ⑨
	重度心身障害者医療費の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
保険（国保）	国民健康保険に加入している または 国民健康保険加入世帯の世帯主である	・各種証の返還 ・葬祭費の支給申請 ・相続人代表者指定の届出 ・高額療養費等の振込口座の変更 ・世帯主変更後の証交付	国民健康保険課 賦課・資格担当 給付担当 (1階⑩～⑪番窓口) 発券機 ⑩
税金	住民税（市・道民税）、固定資産税、軽自動車税を納めている	相続人代表者指定の届出	税務課 市民税担当 (1階⑮番窓口)
	原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車等を持っている ※軽・普通自動車や125ccを超えるバイク等を持っている方は 25ページをご参照ください。	原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車等の 名義変更または廃車	
	市内に未登記家屋を持っている	未登記家屋の所有者変更届	税務課資産税担当 (1階⑮番窓口)
子ども	児童手当の受給者または支給対象児である	（受給者） ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 （支給対象児） ・受給事由消滅届または額改定の届出	子ども家庭課 手当・医療担当 (1階⑱番窓口)
	子ども医療費の保護者または支給対象児である	（保護者） ・保護者変更の届出 （支給対象児） ・資格喪失の届出 ・受給者証の返還	
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	（受給者） ・受給資格者死亡 ・証書の返還 ・認定請求 （支給対象児） ・未支払手当請求 ・資格喪失または額改定の届出 ・証書の返還	
	児童扶養手当受給者の同居親族もしくは配偶者である	支給停止関係消滅届	
	ひとり親家庭等医療費の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
	母子家庭または父子家庭となった方	・児童扶養手当の申請 ・ひとり親家庭等医療費の申請	
	保育所を利用している	（保護者が亡くなった場合） ・保護者変更の届出 ・教育、保育給付認定の変更 （児童が亡くなった場合） ・退所の届出	子ども家庭課 教育・保育担当 (1階⑱番窓口)

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
学 校	給食費の口座振替などについて	電話での手続き または 学校経由での手続き	学校給食センター
	・就学援助の受給者又は受給者の属する世帯の世帯員 ・世帯員の変更に伴い新たに就学援助の受給を希望する方	担当までお申出ください	教育委員会 学校教育課 (4階)
	石狩市奨学生となり奨学金を受給している	担当までお申出ください	
住 宅	市営住宅に入居している	・市営住宅入居承認 ・市営住宅退去 ・市営住宅同居者異動届出	建築住宅課 (2階)
上・下 水 道	水道の契約者変更について	担当までお申出ください	水道営業課 (2階)
	登録口座の変更	変更する金融機関の窓口で手続きしてください。 ※口座振替依頼書は各金融機関の様式をご利用ください。 口座振替依頼書が必要な場合はお電話願います。	
	下水道に接続しており、井戸水使用の認定を受けている	・使用者変更の届出 ・世帯人数変更の届出	下水道課 (2階)
	合併処理浄化槽を使用している	・使用者変更の届出 ・休止届の届出（浄化槽を休止したい場合） ※電話での手続き可	
斎 場	山口斎場を利用した方	利用料（差額）補助金の申請	環境課 環境保全担当 (3階)
墓 地	市営墓地を使用している方	墓地承継許可の申請	
犬	犬を飼っている	所有者変更の届出	
ご み	亡くなられた方のごみを処理される方	ごみを分別し右記へ直接持ち込む	北石狩衛生センター 【問合せ ごみ・リサイクル課 (3階)】
農 地	石狩市内に農地をお持ちで農地を相続した方	農地法第3条の3の規定による届出	農業委員会事務局 (3階)
介 護	65歳以上の方または介護認定を受けている	介護保険被保険者証等の返還	高齢者支援課 介護・高齢担当 (りんくる1階)
	福祉利用割引券を持っている	割引券の返還	
障 がい	特別障害者手当等を受給している	・特別障害者手当 } の資格喪失届 ・障害児福祉手当 } ・経過的福祉手当 }	障がい福祉課 (りんくる1階)
	特別児童扶養手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給者死亡届 ・手当証書の返還 (支給対象児) ・資格喪失届 ・手当証書の返還	
	・身体障害者手帳 } を持っている ・療育手帳 }	返還届及び手帳の返還	
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	手帳の返還	
	自立支援医療受給者証を持っている	受給者証の返還	
	福祉タクシー利用券を持っている	未使用分のタクシー利用券の返還	

厚田支所での手続きチェックリスト

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
住民登録	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	市民福祉課 市民生活担当 (厚田支所1階)
	下記の中でお持ちのカードがある方 ・ 個人番号(マイナンバー)カード ・ 住民基本台帳カード ・ 通知カード	各種カードの返還(任意) ※マイナンバーが必要となる場合があるので、 1年間は保管し不要となった時点で返還	
	世帯主を変更する必要がある方(該当がある方のみ)	後日市民課から新世帯主確認の連絡	
年金	国民年金に加入している	- 遺族基礎年金の請求 - 寡婦年金の請求 - 死亡一時金の請求 } の手続き確認	
	国民年金を受給している(生計同一の親族あり)	- 未支給年金の請求 - 遺族基礎年金の請求 } の手続き確認	
保険(後期)	後期高齢者医療保険に加入している	- 保険証(認定証・受療証)の返還 - 葬祭費の支給申請 - 高額療養費等支給申請(申立書) - 相続人代表者指定の届出(故人に石狩市税が課税されていない場合)	
	重度心身障害者医療等の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
保険(国保)	国民健康保険に加入している または 国民健康保険加入世帯の世帯主である	- 各種証の返還 - 葬祭費の支給申請 - 相続人代表者指定の届出 - 高額療養費等の振込口座の変更 - 世帯主変更後の証交付	
税金	住民税(市・道民税)、固定資産税、軽自動車税を納めている	相続人代表者指定の届出	
	原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車等を持っている ※軽・普通自動車や125ccを超えるバイク等を持っている方は25ページをご参照ください。	原動機付自転車(125cc以下)または小型特殊自動車等の名義変更または廃車	
	市内に未登記家屋を持っている	未登記家屋の所有者変更届	
子ども	子ども医療費の保護者または支給対象児である	(保護者) 保護者変更の届出 (支給対象児) ・ 資格喪失の届出 ・ 受給者証の返還	
	ひとり親家庭等医療費の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
	母子家庭または父子家庭となった方	ひとり親家庭等医療費の申請	
斎場	山口斎場を利用した方	利用料(差額)補助金の申請	
墓地	市営墓地を使用している方	墓地承継許可の申請	
犬	犬を飼っている	所有者変更の届出	

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
子ども	児童手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 (支給対象児) ・受給事由消滅届または額改定の届出	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 (厚田保健センター 1階)
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給資格者死亡届 ・認定請求 ・未支払手当請求 (支給対象児) ・証書の返還 ・資格喪失または額改定の届出 ・証書の返還	
	児童扶養手当受給者の同居親族もしくは配偶者である	支給停止関係消滅届	
	母子家庭または父子家庭となった方	・児童扶養手当の申請	
	保育所を利用している	(保護者が亡くなった場合) ・保護者の変更届出 ・支給認定の変更 (児童が亡くなった場合) 退所届出	厚田保育園
学校	給食費の口座振替などについて	電話での手続き または 学校経由での手続き	厚田学校 給食センター
	就学援助の受給者である	担当までお申出ください	教育委員会 厚田学校教育課 (厚田保健センター 1階)
	石狩市奨学生となり奨学金を受給している	担当までお申出ください	
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている	介護保険被保険者証等の返還	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 (厚田保健センター 1階)
	福祉利用割引券を持っている	割引券の返還	
障がい	特別障害者手当等を受給している	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 } の資格喪失届	
	特別児童扶養手当の受給者または支給対象児である	(受給者) ・受給者死亡届 ・手当証書の返還 (支給対象児) ・資格喪失届 ・手当証書の返還	
	・身体障害者手帳 ・療育手帳 } を持っている	返還届及び手帳の返還	
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	手帳の返還	
	自立支援医療受給者証を持っている	受給者証の返還	
	福祉タクシー利用券を持っている	未使用分のタクシー利用券の返還	
住宅	市営住宅に入居している	・市営住宅入居承継承認 ・市営住宅退去 ・市営住宅同居者異動届出	建築住宅課 (本庁2階)
上・下水道	下水道に接続しており、井戸水使用の認定を受けている	・使用者変更の届出 ・世帯人数変更の届出	都市整備課 厚田支所担当 (厚田支所1階)
	合併処理浄化槽を使用している	・使用者変更の届出 ・休止届の届出(浄化槽を休止したい場合) ※電話での手続き可	
	水道の契約者変更について	担当までお申出ください	
	登録口座の変更	・口座振替依頼書 ・振替口座がわかるもの(預金通帳等) ・口座名義人の印鑑(銀行届出印) ※金融機関へ直接、依頼書を提出	
ごみ	亡くなられた方のごみを処理される方	ごみを分別し右記へ直接持ち込む	北石狩衛生センター 【問合せ ごみ・リサイクル課 (本庁3階)】
農地	石狩市内に農地をお持ちで農地を相続した方	農地法第3条の3の規定による届出	農業委員会事務局 (本庁3階) ※厚田支所に届出する場合は 事前に上記まで お問合せください

浜益支所での手続きチェックリスト

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
住民登録	印鑑登録をしている	印鑑登録証の返還	市民福祉課 市民生活担当 (浜益支所 1 階)
	下記の中でお持ちのカードがある方 ・個人番号（マイナンバー）カード ・住民基本台帳カード ・通知カード	各種カードの返還（任意） ※マイナンバーが必要となる場合があるので、 1年間は保管し不要となった時点で返還	
	世帯主を変更する必要がある方（該当がある方のみ）	後日市民課から新世帯主確認の連絡	
年金	国民年金に加入している	・遺族基礎年金の請求 ・寡婦年金の請求 ・死亡一時金の請求 } の手続き確認	
	国民年金を受給している（生計同一の親族あり）	・未支給年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 } の手続き確認	
保険（後期）	後期高齢者医療保険に加入している	・保険証（認定証・受療証）の返還 ・葬祭費の支給申請 ・高額療養費等支給申請（申立書） ・相続人代表者指定の届出（故人に石狩市税が課税されていない場合）	
	重度心身障害者医療等の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
保険（国保）	国民健康保険に加入している または 国民健康保険加入世帯の世帯主である	・各種証の返還 ・葬祭費の支給申請 ・相続人代表者指定の届出 ・高額療養費等の振込口座の変更 ・世帯主変更後の証交付	
税金	住民税（市・道民税）、固定資産税、軽自動車税を納めている	相続人代表者指定の届出	
	原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車等を持っている ※軽・普通自動車や125ccを超えるバイク等を持っている方は 25ページをご参照ください。	原動機付自転車（125cc以下）または小型特殊自動車 等の名義変更または廃車	
	市内に未登記家屋を持っている	未登記家屋の所有者変更届	
子ども	子ども医療費保護者または支給対象児である	（保護者） 保護者変更の届出 （支給対象児） ・資格喪失の届出 ・受給者証の返還	
	ひとり親家庭等医療費の受給者である	資格喪失届及び受給者証の返還	
	母子家庭または父子家庭となった方	ひとり親家庭等医療費の申請	
斎場	山口斎場を利用した方	利用料（差額）補助金の申請	
墓地	市営墓地を使用している方	墓地承継許可の申請	
犬	犬を飼っている	所有者変更の届出	

区分	亡くなられた方についてのご確認	主な手続き	受付窓口
子ども	児童手当の保護者または支給対象児である	（保護者） ・受給事由消滅届出 ・未支払手当請求 ・認定請求 （支給対象児） ・受給事由消滅届または額改定の届出	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 （浜益支所1階）
	児童扶養手当の受給者または支給対象児である	（受給者） ・受給資格者死亡届 ・認定請求 ・未支払手当請求 ・証書の返還 （支給対象児） ・資格喪失または額改定の届出 ・証書の返還	
	児童扶養手当受給者の同居親族もしくは配偶者である	支給停止関係消滅届	
	母子家庭または父子家庭となった方	・児童扶養手当の申請	
	保育所を利用している	（保護者が亡くなった場合） ・保護者の変更届出 ・支給認定の変更 （児童が亡くなった場合）退所届出	
学校	給食費の口座振替などについて	電話での手続き または 学校経由での手続き	厚田学校 給食センター
	就学援助の受給者である	担当までお申出ください	教育委員会 浜益学校教育課 （浜益支所1階）
	石狩市奨学生となり奨学金を受給している	担当までお申出ください	
介護	65歳以上の方または介護認定を受けている	介護保険被保険者証等の返還	市民福祉課 地域福祉・介護保険 担当 （浜益支所1階）
	福祉利用割引券を持っている	割引券の返還	
障がい	特別障害者手当等を受給している	・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 } の資格喪失届	
	特別児童扶養手当の受給者または支給対象児である	（受給者） ・受給者死亡届 ・手当証書の返還 （支給対象児） ・資格喪失届 ・手当証書の返還	
	・身体障害者手帳 ・療育手帳 } を持っている	返還届及び手帳の返還	
	精神障害者保健福祉手帳を持っている	手帳の返還	
	自立支援医療受給者証を持っている	受給者証の返還	
	福祉タクシー利用券を持っている	未使用分のタクシー利用券の返還	
住宅	市営住宅に入居している	・市営住宅入居承継承認 ・市営住宅退去 ・市営住宅同居者異動届出	建築住宅課 （本庁2階）
上・下水道	下水道に接続しており、井戸水使用の認定を受けている	・使用者変更の届出 ・世帯人数変更の届出	都市整備課 浜益支所担当 （浜益支所2階）
	合併処理浄化槽を使用している	・使用者変更の届出 ・休止届の届出（浄化槽を休止したい場合） ※電話での手続き可	
	水道の契約者変更について	担当までお申出ください	
	登録口座の変更	・口座振替依頼書 ・振替口座がわかるもの（預金通帳等） ・口座名義人の印鑑（銀行届出印） ※金融機関へ直接、依頼書を提出	
ごみ	亡くなられた方のごみを処理される方	ごみを分別し右記へ直接持ち込む	北石狩衛生センター 【問合せ ごみ・リサイクル課 （本庁3階）】
農地	石狩市内に農地をお持ちで農地を相続した方	農地法第3条の3の規定による届出	農業委員会事務局 （本庁3階） ※浜益支所に届出する場合は 事前に上記まで お問合せください

市役所・支所での手続き概要

市役所 1 階④⑤⑥⑦窓口

市民課 住民・戸籍担当 Tel 72-3165

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 79-2112

④印鑑登録証の返還

故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録証を返還いただきます。

持ち物

- ・ 故人の印鑑登録証

期 限

なし

⑥マイナンバーカード等

故人の、「住民基本台帳カード」、「個人番号（マイナンバー）カード」、「通知カード」を任意で返還いただきます。

※死亡後の手続き等で故人のマイナンバーが必要となる場合がありますので、目安として**1 年間は保管**していただき、不要となった時点でご返還ください。

持ち物

- ・ 故人の住民基本台帳カード（所有者のみ）
- ・ 故人の個人番号（マイナンバー）カード（所有者のみ）
- ・ 故人の通知カード

期 限

なし

⑦世帯主変更

世帯主が亡くなり、下記いずれにも該当した場合、かつ窓口受付時間外に宿直室へ死亡届を提出された場合、後日市民課担当職員より世帯主変更のご連絡を致します。（市役所市民課窓口にて死亡届を提出された方は、その際に手続きをされていますので必要ありません）。

- ☐ 同一世帯に残された世帯員が 2 人以上。
- ☐ 残った世帯員はいずれも 15 歳以上の者。

※残された世帯員のうち、今後誰が世帯主になるかを決めていただきます。

市役所 1 階⑧窓口

市民課 国民年金担当 Tel 72-3122

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 79-2112

※年金機構での手続きになる場合もあります。

①国民年金の手続き

故人やご遺族が一定の要件を満たす場合、遺族基礎年金等が支給される場合があります。

□遺族基礎年金

- ・故人が保険料の納付要件を満たしており、かつ次のいずれかの要件に当てはまる場合、故人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

※子の条件：18 歳になった年度末までの間の未婚の子
20 歳未満の一定の障がいのある未婚の子

- ・国民年金の被保険者
 - ・国内居住者で 60 歳以上 65 歳未満
 - ・老齢基礎年金の受給権者 ※1
 - ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方 ※1
- ※1 25 年以上の受給資格期間の者に限る。

□寡婦年金

- ・10 年以上の国民年金保険料納付期間（免除期間を含む）があり、かつ、10 年以上の婚姻期間がある老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した夫と生計同一の妻に 60 歳～65 歳の期間で支給されます。

※死亡一時金を受給できる場合は選択になります。

□死亡一時金

- ・3 年以上の国民年金保険料納付期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合に、生計を同じくする配偶者などに支給されます。

※遺族年金を受給できる場合は請求できません。

※寡婦年金を受給できる場合は選択になります。

持ち物

□遺族基礎年金または寡婦年金の請求

- ・戸籍謄本
- ・死亡診断書の写し
- ・振込先の通帳
- ・故人の基礎年金番号
- ・請求者のマイナンバー

※上記以外にも他の書類等が必要になる場合があります。

持ち物

□死亡一時金の請求

- ・戸籍謄（抄）本
- ・死亡診断書の写し
- ・振込先の通帳
- ・故人の基礎年金番号
- ・請求者のマイナンバー

※上記以外にも他の書類等が必要になる場合があります。

期 限

《遺族基礎年金または寡婦年金》

なし（亡くなった日の翌日から 5 年以前分は時効）

《死亡一時金》

亡くなった日の翌日から 2 年以内

②未支給年金の請求

故人が障害基礎年金または遺族基礎年金のどちらか一方のみを受給しており、ご遺族が下記に該当されると、未支給年金請求が可能な場合があります。

□年金受給者である故人と生計を同じくしていた。

□故人からみて 3 親等以内。

※生計同一の親族がいない場合は死亡届のみ提出となります。

持ち物

- ・戸籍謄（抄）本
- ・死亡診断書の写し
- ・振込先の通帳
- ・故人の基礎年金番号
- ・請求者のマイナンバー

※上記以外にも他の書類等が必要になる場合があります。

期 限

支払予定日の翌月 1 日から 5 年以内

※老齢基礎年金を受給していた方の手続きは日本年金機構になりますので、「P24 市役所・支所以外での主な手続き」の厚生年金をご参照ください。

その他の年金（厚生年金・企業年金等）の手続きについては「P24 市役所・支所以外での主な手続き」をご参照ください。

市役所 1 階 ⑨ 窓口

国民健康保険課 障がい者・高齢者医療担当
Tel 72-3125

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 79-2112

① 後期高齢者医療

故人が後期高齢者医療の被保険者であった場合、
下記の手続きが必要となります。

手続き

- ☐ 保険証（認定証・受療証）の返還
- ☐ 葬祭費の支給申請
- ☐ 高額療養費等支給申請（申立書）
- ☐ 相続人代表者指定の届出（故人に石狩市税が課税されていない場合）

持ち物

- 故人の被保険者証
- 故人の各種認定証・受療証
- 葬祭を行ったこと及び喪主または施主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- 手続きする方の本人確認書類（運転免許証等）
- 葬祭費の振込先口座がわかるもの（喪主または施主のもの）
- 相続人の代表者の振込先口座がわかるもの

期 限

《葬祭費の支給申請》

葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

《その他の手続き》

速やかにお手続きください。

② 重度心身障害者医療

故人が重度心身障害者医療費助成の受給者であった場合、**資格喪失の届出**が必要となります。

手続き

- ☐ 受給資格喪失届
- ☐ 受給者証の返還

持ち物

- ・ 重度心身障害者医療費受給者証

期 限

速やかにお手続きください。

市役所 1 階 ⑩⑪ 窓口

国民健康保険課 賦課・資格担当 Tel 72-3123
給付担当 Tel 72-3633

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 79-2112

④ 国民健康保険の手続き

故人が国民健康保険の被保険者、または国民健康保険加入世帯の世帯主であった場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

- ☐ 各種証の返還
- ☐ 葬祭費の支給申請（故人が被保険者の場合）
- ☐ 相続人代表者指定の届出
- ☐ 高額療養費等の振込口座の変更
（故人の口座を指定していた場合）
- ☐ 世帯主変更後の証交付（故人が世帯主であった場合）

持ち物

《国民健康保険の被保険者の場合》

- 故人の被保険者証
- 故人の各種認定証
- 喪主または施主の印鑑（認印）
- 手続きする方の本人確認書類（運転免許証等）
- 葬祭費の振込先口座がわかるもの（喪主または施主のもの）
- 高額療養費等の振込先口座がわかるもの

《国民健康保険加入世帯の世帯主であった場合》

- 国保加入世帯員の被保険者証
- 国保加入世帯員の各種認定証
- 手続きする方の本人確認書類（運転免許証等）
- 相続人の代表者の印鑑（認印）
- 相続人の代表者の振込先口座がわかるもの

期 限

《葬祭費の支給申請》

葬祭を行った日の翌日から 2 年以内

《高額療養費の申請》

受診年月の翌月 1 日から 2 年以内

市役所 1 階 15 窓口

税務課 市民税担当 Tel 72-3119

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 79-2112

㉑市税

故人に住民税（市・道民税）、固定資産税、軽自動車税が課税されていた場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

☐ 相続人代表者指定の届出

持ち物

- 相続人代表となる方の本人確認書類（運転免許証等）
- 相続人や相続の内容がわかる書類（戸籍謄本または法定相続情報一覧図、遺言書等）

㉒原付自転車・小型特殊自動車

故人が原動機付自転車（125 cc 以下）または小型特殊自動車等を所有していた場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

☐ 軽自動車の名義変更（所有者変更手続）

または

☐ 車両の廃車手続

持ち物

< 共通 >

- 手続きする方の本人確認書類（運転免許証等）
- 軽自動車税標識交付証明書

< 廃車またはナンバー変更 >

- ナンバープレート

市役所 1 階 15 窓口

税務課 資産税担当 （土地）Tel 72-3120
（家屋）Tel 72-6120

厚田支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 78-2886

浜益支所 1 階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 79-2112

㉓未登記家屋

故人が未登記家屋を所有している場合、下記の手続きが必要となります。

手続き

☐ 未登記家屋の所有者変更

持ち物

- 相続人や相続の内容がわかる書類（戸籍謄本または法定相続情報一覧図、遺言書等）

期 限

亡くなられた日の翌年 1 月末日

㉔登記済家屋

石狩市内に既に登記されている土地・家屋をお持ちの方は、相続による名義変更の手続きが必要になりますので、下記までお問い合わせください。

札幌法務局北出張所

（札幌市北区北 31 条西 7 丁目 1 番 1 号）

Tel 011-700-3311

市役所 1 階 18 窓口

子ども家庭課 手当・医療担当
Tel 72-3128

(児童手当) 厚田保健センター 1 階 市民福祉課地域福祉・介護保険担当
Tel 78-1033
浜益支所 1 階 市民福祉課地域福祉・介護保険担当
Tel 79-2112
(子ども医療費) 厚田支所 市民福祉課市民生活担当 Tel 78-2886
浜益支所 市民福祉課市民生活担当 Tel 79-2112

㊤児童手当の手続き

《保護者が亡くなった場合》

手続きと持ち物

- ☐ 受給事由消滅届出
- ☐ 未支払手当請求 (対象者のみ)
 - 未支払分を受給する児童の振込先口座がわかるもの
- ☐ 認定請求
 - 故人の代わりに児童を育てる方が申請者となります
 - 請求者のマイナンバーがわかる書類
 - 請求者 (代理人) の本人確認書類
 - 請求者名義の振込先口座がわかるもの

期 限

速やかにお手続きください。

新たに児童手当を受給する場合は、申請月の翌月分から該当になります。

《児童が亡くなった場合》

手続き

- ☐ 受給事由消滅の届出または額改定の届出

期 限

速やかにお手続きください。

㊤子ども医療費の手続き

《保護者が亡くなった場合》

手続きと持ち物

- ☐ 保護者変更の届出
 - 子の保険証

期 限

速やかにお手続きください。

《児童が亡くなった場合》

手続きと持ち物

- ☐ 資格喪失の届出
- ☐ 受給者証の返還
 - 子ども医療費受給者証

期 限

速やかにお手続きください。

市役所 1 階 18 窓口

子ども家庭課 手当・医療担当
Tel 72-3128

(児童扶養手当) 厚田保健福祉-1 階 市民福祉課地域福祉・介護保険担当
Tel 78-1033
浜益支所 1 階 市民福祉課地域福祉・介護保険担当
Tel 79-2112
(ひとり親家庭等医療費) 厚田支所市民福祉課市民生活担当 Tel 78-2886
浜益支所市民福祉課市民生活担当 Tel 79-2112

④児童扶養手当の手続き

《すでに手当を受給している保護者が亡くなった場合》

手続きと持ち物

☐ 受給資格者死亡届

☐ 証書の返還

- 児童扶養手当証書

☐ 未支払手当請求（対象者のみ）

- 未支払分を受給する児童の振込先口座がわかるもの

☐ 認定請求

- 故人の代わりに児童を育てる方が申請者となります。
- 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは上記窓口でご確認ください。

期 限

速やかにお手続きください。

新たに児童扶養手当を受給する場合は、申請月の翌月分から該当になります。

《児童が亡くなった場合》

手続きと持ち物

☐ 資格喪失の届出または額改定の届出

☐ 証書の返還

- 児童扶養手当証書

期 限

速やかにお手続きください。

《母子家庭または父子家庭となった方》

手続きと持ち物

夫または妻が亡くなり母子家庭・父子家庭となった方は、世帯状況等によって必要書類が異なるため、詳しくは上記窓口でご確認ください。

期 限

速やかにお手続きください。

新たに児童扶養手当を受給する場合は、申請月の翌月分から該当になります。

⑤ひとり親家庭等医療費の手続き

《すでに受給者になっている保護者または児童が亡くなった場合》

手続きと持ち物

☐ 受給資格喪失届出

☐ 受給者証の返還

- ひとり親家庭等医療費受給者証

☐ 認定請求

- 故人の代わりに児童を育てる方が申請者となります
- 持ち物は、世帯の状況により必要書類が異なるため、詳しくは上記窓口でご確認ください。

期 限

速やかにお手続きください。

新たにひとり親家庭等医療費を受給する場合は申請日から該当になります

《母子家庭または父子家庭となった方》

手続きと持ち物

夫または妻が亡くなり母子家庭・父子家庭となった方は、世帯状況等によって必要書類が異なるため、詳しくは上記窓口でご確認ください。

期 限

速やかにお手続きください。

新たにひとり親家庭等医療費を受給する場合は申請日から該当になります。

市役所 1 階 ⑱ 窓口

子ども家庭課 教育・保育担当
Tel 72-3197

厚田保育園 Tel 78-2440

浜益支所 1 階 市民福祉課 地域福祉・介護保険担当
Tel 79-2112

④ 保育所の手続き

《保護者が亡くなった場合》

児童が保育所等の通所を継続する場合は、保護者変更のお手続きが必要になります。夫または妻が亡くなり、母子家庭・父子家庭となった方につきましても、お手続きが必要になります。

※ 保護者変更に伴い、通所する保育所等の変更を希望される場合は、転園などのお手続きが別途必要となります。詳しくは上記窓口でご確認ください。

手続き

☐ 保護者変更の届出

☐ 教育・保育給付認定の変更

期 限

速やかにお手続きください。

《児童が亡くなった場合》

退所のお手続きが必要となります。また保護者が亡くなったことに伴い、児童が退所する場合もこのお手続きが必要となります。

手続き

☐ 退所の届出

期 限

速やかにお手続きください。

学校給食センター

(花川北7条1丁目27番地)
Tel 62-8015

厚田学校給食センター (厚田区厚田171番地4)

Tel 78-2141

④ 給食費

故人が、学校給食を利用している児童生徒、またはその保護者の方で、給食の停止または給食費の振替口座を変更する場合は下記の手続きが必要になります。

手続き

☐ 給食費口座振替依頼書

- 児童生徒が亡くなった場合
学校へ速やかに給食停止の手続きをしてください。
- 保護者が亡くなった場合
給食費の振替口座を変更する場合は給食センター (Tel 62-8015) へ電話にて下記いずれかをお伝えください。

- ① 自宅への書類送付 または
- ② 学校から書類の受け取り (書類は学校にあります)

①または②の方法で書類を受け取ったあと、必要事項をご記入のうえ、学校へ提出または学校給食センターへ返送

期 限

速やかにお手続きください。

市役所2階 建設水道部

①市営住宅

建築住宅課 TEL 72-3144
厚田支所1階 都市整備課 TEL 78-2015
浜益支所2階 都市整備課 TEL 79-2120

手続きと持ち物

《契約者が亡くなり、同居親族の方が引き続き市営住宅に入居を継続される場合》

□市営住宅入居承継承認の手続き

※ 書面の提出による手続きが必要です。添付書類等の詳細は事前に上記担当までお問い合わせください。

《契約者本人が亡くなり、市営住宅を退去される場合》

□市営住宅退去の手続き

※ 書面の提出による手続きが必要です。添付書類等の詳細は事前に上記担当までお問い合わせください。

《市営住宅に入居の同居親族が亡くなった場合》

□市営住宅同居者異動届出の手続き

※ 書面の提出による手続きが必要です。添付書類等の詳細は事前に上記担当までお問い合わせください

②上水道

水道営業課 TEL 72-3133
厚田支所1階 都市整備課 TEL 78-2015
浜益支所2階 都市整備課 TEL 79-2120

手続きと持ち物

□契約者の変更

水道営業課まで、お申し出ください。

□登録口座の変更

変更する金融機関の窓口で手続きしてください。

※口座振替依頼書は各金融機関の様式をご利用ください。口座振替依頼書が必要な場合はお電話願います。

③下水道

下水道課 TEL 72-3175
厚田支所1階 都市整備課 TEL 78-2015
浜益支所2階 都市整備課 TEL 79-2120

下水道に接続されており、井戸水を使用している世帯は下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

□使用者変更の届出

□世帯人数の変更

- 汚水排除量（変更）申告書
- 手続きする方の印鑑（認印）

合併処理浄化槽を使用している方は下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

□使用者変更の届出

□休止届の届出（※浄化槽を休止する場合）

- お電話で手続き可能です。

市役所3階 環境市民部

環境課 環境保全担当 Tel 72-3240

厚田支所1階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 78-2886

浜益支所1階 市民福祉課 市民生活担当 Tel 79-2112

㊤山口斎場

石狩市民の方で札幌市山口斎場を利用した場合、
利用料（差額）補助金の申請が必要です。

手続きと持ち物

□利用料（差額）補助金の申請

- 市外火葬場利用料補助金交付申請書兼請求書
- 火葬許可証等の写し
- 山口斎場利用料金の領収書の写し
- 支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票

期 限

山口斎場を利用した日から起算して90日以内

㊤市営墓地

市営墓地を使用している方は下記の手続きと持ち
物が必要です。

手続き

□墓地承継許可の申請

持ち物

- 住民票（新使用者のもので省略のないもの）
- 戸籍・除籍謄本等（新・旧使用者の続柄が確認
できるもの）

※その他必要書類がある場合もございますので、
事前に上記担当までお問い合わせください。

㊤飼い犬

所有者の変更手続きが必要です。

手続きと持ち物

□所有者変更の届出

- 登録鑑札
- 注射済み票

※その他必要書類がある場合もございますので、
事前に上記担当までお問い合わせください。

市役所3階

㊤ごみ

ごみ・リサイクル課 Tel 72-3126

亡くなられた方のごみを処理される方は、ごみ・リサイクル課に相談したうえでごみを分別し下記へ直接お持ち込みください。

一度に多量のごみが出るなどの理由により、直接持ち込むことができない場合は市内の許可業者にご相談ください。(業者名については上記ごみ・リサイクル課へお問い合わせください)

北石狩衛生センター

(厚田区聚富 618 番地 11)

Tel 66-4546

- 指定ごみ袋は不要。透明・半透明の袋に入れてください。
- 量の多少に関わらず、受け入れの基準に基づき分別をお願いします。

㊦農地

農業委員会事務局 Tel 72-3147

石狩市内に農地をお持ちで、農地を相続した方は下記の届出が必要です。

手続き

☐ 農地法第3条の3の規定による届出

持ち物

- 相続した農地の所在等がわかるもの

4階 教育委員会

学校教育課 TEL 72-3171

厚田保健センター1階 厚田学校教育課 TEL 78-2250

浜益支所1階 浜益学校教育課 TEL 79-2114

①就学援助

《故人が「就学援助の受給者または受給者の属する世帯の世帯員」である場合》

→ 世帯状況の変更に伴い、受給認定が廃止されますので、継続して就学援助の受給を希望する場合は改めて申請が必要です。

《世帯員が亡くなられたことに伴い、新たに就学援助の受給を希望する場合》

→ 申請が必要です。

※状況によりご案内が異なりますので、事前に上記担当課までお問い合わせください。

手続きと持ち物

- 収入がわかる書類（所得証明書、源泉徴収票など）
- 振込先口座がわかるもの
- 印鑑（認印）

②石狩市奨学生

当該年度に係る石狩市奨学金を受給している生徒・学生が亡くなられた場合は、速やかにお申し出ください。

《石狩市奨学金とは》

向学心があり、その能力があるにもかかわらず、経済的な理由により修学（高等学校、高等専門学校等）が困難な学生・生徒等に対し支給する返還不要の奨学金です。

《就学援助とは》

経済的な理由により、学用品費や給食費など、お子さんの就学（小学校、中学校、及び義務教育学校）に必要な経費の負担が困難なご家庭に対し援助を行う制度です。

総合保健福祉センター

りんくる 1階

高齢者支援課 介護・高齢担当
Tel 72-6121

厚田保健センター 1階 市民福祉課 地域福祉・介護保険担当
Tel 78-1033
浜益支所 1階 市民福祉課 地域福祉・介護保険担当
Tel 79-2112

①介護保険・介護認定

故人が65歳以上の方または介護認定を受けていた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続き

☐ 介護保険被保険者証等の返還

持ち物

- 介護保険被保険者証（ピンク色）
- 介護保険負担割合証（白色）（該当の方）
- 負担限度額認定証（青色）（該当の方）

期 限

速やかにお手続きください。

②福祉利用割引券

故人が福祉利用割引券を所持されていた場合、下記の手続きと持ち物が必要となります。

手続き

☐ 福祉利用割引券またはタクシー券の返還

持ち物

- 未使用分の福祉利用割引券またはタクシー券

期 限

速やかにお手続きください。

④特別障がい者手当等

故人が下記いずれかの受給をしていた場合、下記の手続きと持ち物が必要です。

手続きと持ち物

《特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当》

□資格喪失届

- 相続人等の振込先口座がわかるもの
(未支払い手当がある場合)
- 印鑑 (認印)

《特別児童扶養手当》

◆児童が亡くなった場合

□資格喪失届

- 手当証書

◆保護者が亡くなった場合

□受給者死亡届

- 住民票 (除票)
- 対象児童の振込先口座が分かるもの
(未払い手当がある場合)
- 手当証書

期 限

速やかにお手続きください。

⑤各種障がい者手帳

故人が下記いずれかの手帳を所持されていた場合、手帳返還の手続きが必要となります。

□身体障害者手帳

□療育手帳

□精神障害者保健福祉手帳

持ち物

- 返還する手帳

期 限

速やかにお手続きください。

⑥自立支援医療受給者証

故人が自立支援医療受給者証 (更生・育成・精神通院医療) をお持ちの場合、受給者証の返還が必要です。

持ち物

- 自立支援医療受給者証
(更生・育成・精神通院医療)

期 限

速やかにお手続きください。

⑦福祉タクシー利用券

故人が福祉タクシー利用券を利用していた場合、返還する必要があります。

持ち物

- 未使用分のタクシー利用券

期 限

速やかにご返還ください。

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所・支所以外で行う手続き）

市役所・支所以外での主な手続き

- 手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票、税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると、手続きが円滑に進みやすくなります。

～各種年金～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
厚生年金	未支給年金請求 遺族厚生年金請求	※下記以外に他の書類等も必要になる場合がありますので、事前に右記にご相談ください。 ☐ 亡くなった方の年金証書 ☐ 請求者となる方の預金通帳 ☐ 死亡診断書の写し ☐ 戸籍謄本等 ☐ 請求者のマイナンバー ※ご相談・お手続きの際は、ご予約のうえ来訪していただきますようお願いいたします。	札幌北年金事務所 TEL 011-717-4133 日本年金機構ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165 予約受付専用電話 TEL 0570-05-4890
共済年金	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
恩給	総務省恩給相談窓口へ直接お問い合わせください。		総務省恩給相談窓口 TEL 03-5273-1400
農業者年金	死亡届 未支給年金請求	各地域区の農業協同組合（右記）へご相談ください。	石狩市農業協同組合（営農課） TEL 0133-66-3344 北石狩農業協同組合 （厚田経済センター） TEL 0133-77-2312 （厚田経済センター浜益出張所） TEL 0133-79-2131
企業年金	各企業年金基金等 または 企業年金連合会（年金相談室）TEL 0570-02-2666		

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所・支所以外で行う手続き）
～保険・税金等～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
生命保険等	死亡保険金の請求 入院給付金の請求 等	☐ 保険金請求書 ☐ 保険証券 ☐ 戸籍謄本 ☐ 死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 生命保険会社 または代理店
損害保険等	名義変更・解約等	☐ 亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ☐ 相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 損害保険会社 または代理店
預金口座等	口座解凍手続き	☐ 亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明 等 金融機関・取引状況等によって必要書類が異なります。	各金融機関等
株式等	名義変更	☐ 亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ☐ 相続人の戸籍謄本 ☐ 相続人の印鑑証明 等 証券会社等によって必要書類が異なります。	証券会社等
国債 (戦没者弔慰金)	記名変更 償還金受領	☐ 国債（または証券保管証書） ☐ 記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ☐ 記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ☐ 印鑑	償還金支払場所 または 証券保管証書に記載の郵便局
普通自動車	自動車税に関すること 及び名義変更等に関すること	税金（自動車税）については、右記へお問い合わせください。	札幌道税事務所 (札幌市北区北 22 条西 2 丁目) TEL 0 1 1 - 7 4 6 - 1 1 9 0
		普通自動車の名義変更については、右記へお問い合わせください。 ※毎年 4 月 1 日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	札幌運輸支局(北海道運輸局) (札幌市東区北 28 条東 1 丁目) TEL 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 0 1 <自動音声ガイダンス>
軽自動車・三輪 二輪 (125cc 超え)	名義変更 または廃車	事前に右記へお問い合わせください。 ※毎年 4 月 1 日現在の所有者（使用者）に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	【軽自動車・三輪】 札幌地区軽自動車協会 (札幌市北区新川 5 条 20 丁目) TEL 0 1 1 - 7 6 8 - 3 9 5 5 【二輪(125cc)超え】 札幌運輸支局(北海道運輸局) (札幌市東区北 28 条東 1 丁目) TEL 0 5 0 - 5 5 4 0 - 2 0 0 1

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所・支所以外で行う手続き）
～福祉関係～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
心身障害者扶養 共済制度に加入 していた方	弔慰金の支給 年金の請求 等	事前に右記へお問い合わせください。	北海道保健福祉部 障がい者保健福祉課 TEL 0 1 1 - 2 3 1 - 4 1 1 1
特定疾患医療受 給者証をお持ち の方	受給者証返却の届出	事前に右記へお問い合わせください。	江別保健所石狩支所 TEL 0 1 3 3 - 7 4 - 1 1 4 2

～税金・相続等～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告手 続き	事前に右記へお問い合わせください。	札幌北税務署 (札幌市北区北 31 条西 7 丁目 3-1) 直通 TEL 0 1 1 - 7 0 7 - 5 1 1 1
不動産登記関係	土地・家屋等 所有権移転登記	事前に右記へお問い合わせください。 ☐ 登記申請書 ☐ 戸籍謄本 ☐ 除籍謄本 等	札幌法務局 北出張所 (札幌市北区北 31 条西 7 丁目 1-1) TEL 0 1 1 - 7 0 0 - 3 3 1 1
遺言書	検認	申立先は、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所 ☐ 遺言原本 ☐ 申立人の戸籍謄本 ☐ 遺言者の除籍謄本 等	
相続放棄	相続放棄の申立	相続放棄は、被相続人が亡くなった日から 3 ヶ月 以内に、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所へ 申し立てる必要があります。 相続放棄には 2 種類あります。 ☐ 相続放棄 ☐ 限定承認（引き継いだ財産の範囲内で負債も 含めて相続します。相続人全員の合意が必要 です。） 必要な持ち物等、詳しくは事前に右記までお問い 合わせください。	札幌家庭裁判所 (札幌市中央区大通西 12 丁目) 代表 TEL 0 1 1 - 2 2 1 - 7 2 8 1

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの（市役所・支所以外で行う手続き）
～その他暮らしのこと～

対 象	主な手続き	必要なもの	手続き先
電気	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ガス	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
固定電話 (NTT東日本)	契約承継・解約	NTT東日本の場合(まずは右記へ連絡してください) □ 契約者の死亡が記載されている戸籍謄(抄)本の写し □ 契約者と相続人の関係がわかる戸籍謄(抄)本の写し □ 新契約者の印鑑	(NTT東日本の場合) 局番なしTel 1 1 6 携帯から Tel 0 1 2 0 - 1 1 6 - 0 0 0
固定電話 (NTT東日本以外)	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
携帯電話	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
インターネット	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	右記に連絡し、手続きを行ってください。	NHKふれあいセンター Tel 0 1 2 0 - 1 5 1 - 5 1 5
運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	北海道警察本部 (札幌市中央区北2条西7丁目) Tel 0 1 1 - 2 5 1 - 0 1 1 0
パスポート	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。	北海道パスポートセンター (札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45ビル 4階) Tel 0 1 1 - 2 1 9 - 3 3 8 8
クレジットカード	解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
ケーブルテレビ	名義変更・解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社

委任状に関するご案内

死亡に伴う各種手続きを代理の方が行う場合は、委任状が必要となりますので次ページの委任状を作成のうえ切り離してご利用ください。

※年金事務所でのお手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります。
年金事務所用の委任状は、日本年金機構のホームページにて配布しています。

～委任状の記載・作成例～

- ・必ずお読みのうえ委任状を作成してください。記入漏れがあった場合は受付けできません。
- ・委任状は委任する人（たのむ人）本人が全て記載し作成しなければなりません。
- ・代理人が全て作成した委任状は受付けできません。
- ・用紙の種類や大きさは問いません。
- ・偽りや、その他不正な手段により住民票等の交付を受けた者は30万円以下の罰金に処せられます。

【記載・作成例】

委任状

令和〇年〇月〇日

石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩 太郎 
昭和41年10月1日生
(0133) 72-3165

私は、下記の者に次の事項を委任します。

- ・住民票1通の申請、受領に関する事
- ・戸籍(除籍)謄本1通、改製原戸籍の謄(抄)本2通の申請、受領に関する事

石狩市花川北7条1丁目26番地
石狩 花子

委任状を作成した年月日

委任する人（たのむ人）の

- ・住所・氏名・生年月日・連絡先の電話番号を本人が自署してください。
- ※自署せず、印字記名している場合は押印

代理人に委任する内容

※委任された内容以外は一切お応えできません

代理人（代わりに市役所へ来られる方）の
住所・氏名を記載

※代理人は必ず本人確認の資料をお持ちください。

- ・顔写真付き…1点
(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
- ・顔写真無し…2点
(各種被保険者証、年金手帳等)

委任状

令和 年 月 日

委任する人（たのむ人）

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩ ※本人が自署又は記名押印してください

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 _____

連絡先 () _____

※日中連絡のとれる電話番号（携帯可）

私は、下記の者に次の事項を委任します。

- ・ _____
- ・ _____
- ・ _____

代理人（たのまれた人）

住 所 _____

氏 名 _____



ISHIKARI

— 石 狩 市 —

本 庁	〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2 ☎(0133)72-3111
厚 田 支 所	〒061-3692 石狩市厚田区厚田 45 番地 5 ☎(0133)78-2011
浜 益 支 所	〒061-3197 石狩市浜益区浜益 2 番地 3 ☎(0133)79-2111